

当連盟からの日本自転車競技連盟（JCF）の新規および再登録のライセンス発行手続きは、下記の手順で行ってください。

《参考》新規ライセンス発行・・・過去に競技者ライセンスを取得した事が無く、初めて取得する場合。

再登録ライセンス発行・・・過去に競技者ライセンスを取得したことがあり、現在失効中の場合。

受付期日は4/3 10:00～11/31 です。

申請手続きは、**登録証がお手元に届くまで4～6週間ほど掛かります**ので、余裕を持って申請手続きを行ってください。

登録有効期間は当年の12/31までです。

## 【新規】

### 1. 申請手続き

JCFのサイトからオンラインで登録手続きを行います。

[2017年JCF登録](http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/2017/03/2017JCF_shinki-20170328.pdf) (http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/2017/03/2017JCF\_shinki-20170328.pdf)

登録料もオンラインで手続きを行います。

登録証に顔写真を掲載できますので、希望する方は画像データを用意ください。

### 2. 未成年競技者の方

未成年競技者は親権者からのドーピング検査に対する『同意書』の提出が必要です。登録証に用紙が添付されますが、大会まで1ヶ月以上の余裕がない場合は、下記のサイトに従い登録申請と併せて提出ください。

同意書の提出先はJCFのため、お間違いないようにお願いします。

[成年競技者における親権者からのドーピング検査に対する『同意書』の提出について](http://jcf.or.jp/?p=42324)(http://jcf.or.jp/?p=42324)

## 【再登録】

### 1. 申請手続き

**誓約書と個人情報の取り扱い同意書の内容を承諾したうえで**、JCFのサイト([http://jcf.or.jp/?page\\_id=53792](http://jcf.or.jp/?page_id=53792))から「競技者登録申請書」をダウンロードします。記入の終えた申請書を三重県自転車競技連盟に送付してください。電子メールで送付する場合は、ワード版のまま添付してください。

申請書送付時に、登録料の振り込みを証明できるもの（明細書のコピー、画像データ等）を合わせて送付してください。

登録証に顔写真を掲載できますので、希望する方は画像データも合わせて送付してください。（電子メールでのみ受け）

画像データは以下に留意してください。

- 1.ファイルはjpeg形式。画像容量は700kb以下。
  - 2.画像は緑なしで縦横比5:4(例：縦30mm横24mm)、背景無地単色、正面、無帽。
  - 3.顔の長さ（縦）が画像全体の80%以上あり、鮮明で容易に本人と認識できること。
- 画像データが規定を満たさない場合、画像加工を行う場合があります。

### 2. 登録料の納付

下記の登録料金をホームページに記載の三重県自転車競技連盟の口座にお振込みください。

年齢	カテゴリ	登録料
19歳以上	アンダー23、エリート、マスター	4,250円
17～18歳	ジュニア	2,750円
15～16歳	ユースU17	2,750円
13～14歳	ユースU15	2,370円
12歳以下	ユースU13	1,620円

年齢は当年の12/31までに達する年齢です。

【Q&A】

Q 住所が三重県外でも三重県で登録できますか？

A できます。ただし、県代表選手になるには、大会に応じて勤務地等の諸条件があります。

Q 過去にロードで選手登録をしていたことがありますが、MTBの大会に出るために久しぶりに登録しようと思います。

A 競技者個人の登録履歴は保持されていますので、種目の変更有無に関わらず再登録の手続きを行ってください。

以上